

平成二十八年十二月十六日受領
答 弁 第 二 〇 〇 〇 号

内閣衆質一九二第二〇〇号

平成二十八年十二月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員緒方林太郎君提出TPP協定第八章に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出TPP協定第八章に関する質問に対する答弁書

環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）第八・七条（透明性）においては、他の締約国の者に対し自国の者に与える条件よりも不利でない条件で強制規格、任意規格等の作成に参加することを認めることが規定されているが、意見を提出するための合理的な機会を与え、当該意見を考慮することにより義務を履行したことになることが脚注で明記されている。

当該脚注は、我が国において強制規格、任意規格等の作成に当たってこれまでも実施してきたパブリック・コメント手続を行うことにより当該義務を履行したことになる旨が明記されたものであり、TPP協定第八・七条（透明性）の規定により「難度が上がる場合がある」との御指摘は当たらないものと考えている。